

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 24 日

新潟県知事 殿

提出者

住所 新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国650-1

氏名 株式会社文明屋 代表取締役 大野康

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-789-2003

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社文明屋
事業場の所在地	新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国650-1
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業
②事業の規模	¥142,904万
③従業員数	75人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥 再生処理業者へ委託 → 造粒固化材として再資源化 ・廃油 処理業者へ委託 → 焼却 → 最終処分 ・廃プラスチック 処理業者へ委託 → 再生原料として再資源化 ・紙くず 再生処理業者へ委託 → 破碎 → 再生原料として再資源化 ・木くず 再生処理業者へ委託 → 木材チップとして再資源化 ・繊維くず 処理業者へ委託 → 焼却 → 最終処分 ・金属くず 再生処理業者へ委託 → 再生原料として再資源化 ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 再生処理業者へ委託 → 破碎 → 再生原料として再資源化 ・がれき類 再生処理業者へ委託 → 再生砕石として再資源化 ・建設混合廃棄物 処理業者へ委託 → 分別破碎 → 再生原料として再資源化



(日本工業規格JIS S 4001)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（6年度）実績】		汚泥	廃油	廃プラスチック類	がれき類	木くず	金属くず	ガラスくず	建設混合廃棄物
① 現状	産業廃棄物の種類								
	排出量	6.80 t	0.31 t	75.96 t	1,274.04 t	297.83 t	0.04 t	0.44 t	5.78 t
	産業廃棄物の種類								
	排出量								
(これまでに実施した取組)									
全種類につき可能な限り分別を実施し、再資源化処理施設への搬入									
【目標】		汚泥	廃油	廃プラスチック類	がれき類	木くず	金属くず	ガラスくず	建設混合廃棄物
② 計画	産業廃棄物の種類								
	排出量	5.00 t	0.20 t	50.00 t	1,000.00 t	200.00 t	0.00 t	0.00 t	3.00 t
	産業廃棄物の種類								
	排出量								
(今後実施する予定の計画)									
上記事項の継続									

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)								
	全種類につき分別を実施								
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)								
	上記事項の継続								

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状		【前年度（6年度）実績】							
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	がれき類	木くず*	金属くず*	ガラスくず*	建設混合廃棄物	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	
産業廃棄物の種類									
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t							
(これまでに実施した取組)									
特に実施していない									
②計画		【目標】							
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	がれき類	木くず*	金属くず*	ガラスくず*	建設混合廃棄物	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	
産業廃棄物の種類									
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t							
(今後実施する予定の計画)									
特に実施していない									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状		【前年度（6年度）実績】							
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	がれき類	木くず*	金属くず*	ガラスくず*	建設混合廃棄物	
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	
産業廃棄物の種類									
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t							
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t							
(これまでに実施した取組)									
特に実施していない									
②計画		【目標】							
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	がれき類	木くず*	金属くず*	ガラスくず*	建設混合廃棄物	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	
産業廃棄物の種類									
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t							
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t							
(今後実施する予定の計画)									
実施予定はなし									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（6年度）実績】		汚泥	廃油	廃プラスチック類	がれき類	木くず	金属くず	ガラスくず	建設混合廃棄物
①現状	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②計画	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(今後実施する予定の計画)									
実施予定はなし									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（6年度）実績】		汚泥	廃油	廃プラスチック類	がれき類	木くず	金属くず	ガラスくず	建設混合廃棄物	
①現状	産業廃棄物の種類									
	全処理委託量	6.80	0.31	75.96	1,274.04	297.83	0.04	0.44	5.78	
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	再生利用業者への処理委託量	6.80	0.00	75.96	1,274.04	297.83	0.04	0.44	5.78	
	認定熱回収業者への処理委託料	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	産業廃棄物の種類									
②計画	全処理委託量									
	優良認定処理業者への処理委託量									
	再生利用業者への処理委託量									
	認定熱回収業者への処理委託料									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
	(これまでに実施した取組)									
	委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施又、再生利用できる廃棄物については、再生利用業者へ処理委託を実施									

① 計 画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	がれき類	木くず	金属くず	ガラスくず	建設混合廃棄物
	全処理委託量	5.00	0.20	50.00	1,000.00	200.00	0.00	0.00	3.00
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	再生利用業者への処理委託量	5.00	0.00	50.00	1,000.00	200.00	0.00	0.00	3.00
	認定熱回収業者への処理委託料	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	産業廃棄物の種類								
	全処理委託量								
	優良認定処理業者への処理委託量								
	再生利用業者への処理委託量								
	認定熱回収業者への処理委託料								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
	(今後実施する予定の取組)								
	委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施 又、再生利用できる廃棄物については、再生利用業者へ処理委託を実施								
※事務処理欄									

廃棄物処理に関する管理体制図

